

## 南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託仕様書

### 1 業務の名称

南部町公共交通新体系構築運営実施業務

### 2 業務の目的

南部町（以下「町」という。）では令和2年度に、令和3年度の新しい公共交通の運行体系を構築する。

構築にあたっては、経験豊かな民間事業者から実現性かつ持続性のある提案を求め、内容を審査し、最も優れた企画提案者に本業務を委託する。

業者選定を公募型プロポーザルで実施するにあたり、構築業務の詳細を本仕様書に定めるものである。

### 3 業務対象地域

運行地域は、現行のふれあいバス（黄色）が運行している公共交通空白地であり、主要地点（必ず停車する集落及び施設）は別紙のとおりとする。ただし、本プロポーザルにおける最優秀提案者と町の協議により変更する場合がある。

### 4 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、令和3年度業務については、予算の令和3年度予算の成立を前提とする。

### 5 一般事項

(1) 受託者は、本業務に対する責任者を選任すること。

責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにしておくこと。

(2) 本業務には、十分な知識を有する者を配置すること。

(3) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者とは常に密接に連絡を取るとともに、業務の実施方法等については、発注者と十分に協議するものとする。

(4) 運転者は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。

(5) 受託者は、業務に必要な物品を調達すること。町が貸与した物品及び受託者の判断により購入した物品は、発注者に帰属するものであること。

(6) 成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号第27条及び第28条に規定する権利）は発注者に帰属するものとする。

(7) 個人情報の保護

南部町個人情報保護条例（平成16年南部町条例第12号）第11条第3項の規定を順守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、業務に関し知り得た情報を漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

(8) 業務の保証

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。

(9) 業務完了検査

受託者は、業務が完了した場合、遅滞なく町の完了検査を受けなければならない。

(10) その他の事項

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議すること。

6 令和3年度の町と受託者の責任の分担

町と受託者の分担は、原則として、次の表に左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の担当の欄に記載された者が負うものとする。

| 業務内容                | 町  | 受託者 |
|---------------------|----|-----|
| 車両                  | 用意 | 運行  |
| バス停                 | 設置 | 管理  |
| 運転手、運行管理者、整備管理者、事務員 |    | 確保  |
| 労務管理                |    | 実施  |
| バス停用時刻表             | 作成 | 修正  |
| パンフレット              | 作成 |     |
| 事務所                 | 用意 | 管理  |

7 業務内容

受託者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の規定に基づく市町村運営有償運送において次に掲げる業務を行うこと。

| 業務内容      | 提案（業務）内容説明   |
|-----------|--|
| 運行方式      | 現行のふれあいバス（黄色）の運行区域を含め公共交通空白地域において車両を使用し、南部町の交通事情に応じた効率的で持続性のある新たな運行方法を提案すること。        |
| 運行日及び運行時間 | 運行日は4月1日から3月31日までとする。ただし、土日祝日及び12月29日から翌1月3日を除く平日とする。なお、運行時間については現行のふれあいバス（黄色、緑）を参考と |

|             |  |
|-------------|--|
|             | する。  |
| 運転手等管理      | 運転手の健康管理、安全運転等に係る管理について提案すること。   |
| 車両等の管理      | 日常整備、備品等の管理について提案すること。   |
| 運賃等の受領      | 運賃の受領方法・記録方法及び乗車券・回数券等の取扱いについて提案すること。  |
| 損害賠償        | 本業務中に受託者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合の、所定の手続きを行う。なお任意保険は受託者で契約し、保険料は委託費に含める。損害賠償内容は、対人対物は無制限、人身傷害は2,000万円以上とする。 |
| 予約受付        | 予約方法について提案すること。  |
| 運行管理        | 適正な人員配置、配車、運行管理を実施するとともに、苦情、要望、災害、事故及び交通事情によるダイヤの大幅な遅延がある場合について適切な対応方法を提案すること。                               |
| 運転手の研修      | 登録運転手への研修及び試験走行の実施について提案すること。  |
| 報告書の作成      | 利用者数、運賃、走行距離等に関する報告書、事故に関する報告書、苦情処理に関する報告書等を作成する。  |
| 新型コロナウイルス対策 | 新型コロナウイルス感染要望対策ガイドラインに沿った対策を講ずる。   |
| 利用促進        | 利用促進に向けた提案すること。  |
| 将来構想        | 南部町の地域資源を活用した将来構想の提案すること。  |

## 8 令和2年度の業務内容

令和2年度の業務内容については、本プロポーザルにおける最優秀提案者と協議し、令和3年度の委託契約が見込める者と、一者随意契約を締結し実施するものとする。ただし、最優秀提案者との協議において、不調となった場合は審査会において順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとし、一者随意契約を締結し実施するものとする。

なお、令和3年度の公共交通体系を構築するため、以下のとおり業務を定める。なお、詳細は受託者と町が協議し決定するものとする。

| 業務内容                | 業務内容説明   |
|---------------------|--|
| ① 現状把握              | <p>既存資料等により、現状の公共交通の状況を把握する。<br/>           既存資料等は町から受託者へ資料提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行ふれあいバスの路線図及び時刻表、乗車人数、</li> <li>2 現行ふれあいバスを利用する西伯小学校、会見小学校、南部中学校の集落別児童生徒数、</li> <li>3 買い物の実態に関するアンケート結果（令和元年度結果）</li> <li>4 南部町地域公共交通再編計画を町から提供する。</li> </ol> |
| ② 地域からの要望の対応検討      | 資料として地域からの「行政要望」（町から提供）に対する対応案を検討する。   |
| ③ 新公共交通体系（案）の作成     | 上記①②を踏まえ、継続した交通体系としての運行方針（考え方）、運行形態、経路、路線、運行ダイヤ、運行距離の測定、停留所の位置を示した図面を作成する。   |
| ④ 5年度後の新体系の検討案の作成   | 上記③を踏まえ、5年後の南部町公共交通体系を検討し作成する。   |
| ⑤ 乗降ポイントの設置及び時刻表の作成 | 上記③を踏まえ、乗降ポイントの設置及び時刻表を作成する。   |
| ⑥ 住民等への説明会          | 住民からの要望の把握及び対応、新交通体系の直接的な周知等ための住民への説明会及び各種団体との協議に町とともに参加するものとする。   |
| ⑦ 試験運行の実施           | 令和3年度からの公共交通新体系の実施にあたって、令和2年度中に試験運行を行う。詳細は、町と協議の上、実施するとともに結果について分析する。  |
| ⑧ 車両用マグネットシート等作成    | 車両用のデザイン及びマグネットシートを作成し、貼り付ける。併せて、車両用の行先表示を作成する。  |
| ⑨ 成果物の作成            | <p>上記②③④の成果物を以下のとおり作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体 1部、電子媒体 1部</li> </ul>   |

## 9 その他の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、町と受託者が別途協議する。

10 問合せ先

南部町企画政策課

住所 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

電話：0859-66-3113

F A X：0859-66-4426

電子メール：[kikaku@town.nanbu.tottori.jp](mailto:kikaku@town.nanbu.tottori.jp)